

# EU 社会政策の展開

小 島 健

## はじめに

本稿の目的は、1990年代に本格化するEU（欧州連合）の社会政策形成の背景、内容および課題を、戦後の福祉国家化、グローバリゼーション、社会的排除の発見に留意して明らかにすることである。また、最後にEUの社会政策の効果を検証するために最近の統計を検討する。

第二次大戦後、西ヨーロッパ諸国では福祉国家化が進んだ。しかし、1970年代のスタグフレーションの下でケインズ主義的政策への批判が高まり、レーガン、サッチャー政権によるネオリベラリズム政策が進行し福祉国家の見直しがなされた。ネオリベラリズム政策による規制緩和と市場の拡大、冷戦の崩壊は、1990年代に経済のグローバル化を推し進め福祉国家の危機が叫ばれるようになった。

ネオリベラリズム政策はグローバリゼーションを促進したが、他方グローバリゼーションによる圧力に対応するため各国ではネオリベラルな政策がさらに追及された。グローバリゼーション下の各国におけるネオリベラリズム政策によってEUの福祉国家が脅かされていると懸念する議論は多い。

しかし、他方で、1980年代よりEUでは社会的排除が発見され社会問題への取り組みが始まり、1990年代にEUによる社会政策は本格化した。こうした動きは社会的ヨーロッパと呼ばれたが、イギリスのサッチャー保守党政権はこうしたEUに批判的であった。しかし、イギリスも1997年に労働党政権になったことでEU全体としての社会政策が始動した。本稿ではこうした相矛盾するような社会政策をめぐる動きについても考察したい。

## 第1章 グローバリゼーション下のEU福祉国家

### 第1節 戦後西欧における福祉国家の形成

戦後の西欧諸国では福祉国家化が目指された。ただし、福祉国家の起源はその国の歴史や社会に対応して多様であり、様々なタイプの福祉国家が誕生した。エスピン＝アンデルセンは、1990年に出版した『福祉資本主義の三つの世界』<sup>1)</sup>で福祉国家の起源が多様であると主張し、福祉国家を3つに類型化した。そのうえで彼は「脱商品化の程度」と「階層化の様式」

によってこれらを分析した。脱商品化とは、個人や家族に依存することなく生計を確保し消費することのできる度合いのことである。

福祉国家の形成を彼の分類に基づいて概観しよう。第一の型は自由主義的福祉国家である。この類型は市場志向的であり、ミーンズテスト付の扶助（国家扶助の資格を資産調査によって判断）、最低限の普遍主義的な所得移転がなされる。よってこのタイプでは脱商品化が最低限のものになり、受給者にスティグマを与えることがしばしばなされる。この型に属するのはアメリカ、カナダ、オーストラリアなどアングロ・サクソン諸国である。イギリスは、ベヴァリッジ・ケインズ型の社会保障が行われたが一応この型に属すると言える。

第二の型は保守主義型（あるいはコーポラティズム型と呼ばれる）である。この型では、ビスマルク救貧にみられるような身分分断型の社会保障制度を持ち、公務員に対して手厚い保護を行う。また、男性が社会保障の対象であり、中央の労使交渉によって社会保障の内容が協議される。貧困に対しては自由主義型よりも寛容である。この型に属する国はオーストリア、フランス、ドイツ、イタリアなど大陸ヨーロッパ諸国である。

第三の型は社会民主主義型である。この型では単一の社会保障が行われ普遍主義が貫かれる。市場と福祉は分断され脱商品化の程度が高い。この型は1930年代のスウェーデンが起源だが、第二次大戦後、労働者と農民の連合が成立したことで確立した。主にスカンジナビアの北欧諸国がこの型に属する。

## 第2節 戦後国民経済の自立性

戦後の国際金融の枠組みを作ったブレトン・ウッズ体制では、IMFのもとで固定相場制と各国の為替管理を前提としており、国内の金融システムは政府によって守られ自立性が高かった。また、GATT（貿易と関税に関する一般協定）による貿易自由化は緩慢に進行し、各国は戦後しばらくの間、貿易を規制していた。

ケインズ主義的な財政金融政策をとるためには、資本の移動を制限し各種の貿易制限措置をとる必要がある。戦後の福祉国家は、こうした閉じられた国民経済の下でケインズ主義的な経済政策がとられることによって成立したのである。すなわち貿易や資本移動を規制することによって福祉国家は完全雇用を実現することができた。

したがって、福祉国家は本質的にナショナリズムと親和的である。ミュルダールは1960年の著書で「西欧的世界の富国での民主的福祉国家が保護主義的であり、また、国民主義的であるという事実から対決しないかぎり、けっして今日および明日の国際問題と取り組むことはできないであろう<sup>2)</sup>」と福祉国家が陥っている偏狭なナショナリズムを批判し、国際機関の役割を強調している。これはグローバル社会政策の提言と言っても良く、EUの社会政策を先取りしている。

ギルピンも「国際社会では福祉政策を実行する仕組みはない。国際社会には、ケインジア

ンの需要管理、政策を実行し、各国の政策を調整し、経済的不均衡を解消しようとする世界政府は存在しない<sup>3)</sup>とする。そして、経済のグローバル化が進展すれば国内の矛盾を外部化する福祉国家によって国際的な緊張が高まると予見した。

### 第3節 ケインズ主義の行き詰まり

ブレトン・ウッズ体制の崩壊をきっかけとして、各国は固定相場制を離脱し変動相場制へと移行し、1980年代後半から、世界的な金融自由化が進行した。また、70年代から先進国で深刻化した低成長、高失業にケインズ主義的な財政金融政策は有効に機能せずむしろ政府財政赤字を拡大させた。1981年のフランスにおいてミッテラン社会党政権の下で行われたケインズ主義的政策も失敗した。

ケインズ主義的政策が無効になったことで、80年代にはマネタリズム的な政策がとられるようになりネオリベリズム的政策が先進国で採用されるようになる。それはイギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権の誕生を画期としたが、経済政策思想のケインズ主義からネオリベリズムへの転換は大陸ヨーロッパでは英米ほどドラスティックではなく、「福祉国家の危機」が叫ばれつつそれは変容しながら延命する。

ネオリベラルな政策はグローバリゼーションを引き起こした。すなわち規制緩和とくに金融の規制緩和（金融自由化）と情報通信の飛躍的技術革新により世界経済の一体化は一気に進み、さらに1990年代初頭のソ連東欧社会主義の崩壊によって加速された。他方、グローバリゼーションに直面した各国は、これに対応するため更なる規制緩和を進めることになり、グローバリゼーションはさらなるネオリベリズム政策へと誘導した。

ただし、グローバリゼーションと規制緩和による主たる利益の享受者はグローバルに展開する大企業である。世界企業は各国政府に対して強い発言力を発揮しネオリベリズム政策の推進を迫り、賃金や社会保障の水準を引き下げる「底辺への競争」や法人税の引き下げ競争をもたらした<sup>4)</sup>。

なお、本稿ではわが国で一般的に使われる「新自由主義」という言葉は用いない。その理由の第一は、19世紀末に古典的自由主義を修正するものとしてイギリスで唱えられたニューリベリズム（New Liberalism）もまた「新自由主義」と訳されるからである。ニューリベリズムの代表的理論家は、T.H. グリーン、ホブソンおよびホブハウスであり、介入や規制を積極的に認めるもので20世紀初頭の英国自由党社会改革に結実した<sup>5)</sup>。このニューリベリズムを戦間期から戦後にかけて引き継いだのが自由党のケインズやベヴァリッジであり、戦後福祉国家の形成にニューリベリズムは大きく貢献した。

他方、ネオリベリズム（Neo-liberalism）の起源は、1938年にパリで開催されたリップマン・シンポジウムに遡る<sup>6)</sup>。シンポジウムは社会主義とファシズムに挟撃された自由主義を擁護するためのものでアメリカの自由主義者リップマンを迎えてヨーロッパ各地から集つ

## EU 社会政策の展開

た自由主義者が議論した。シンポジウムは、価格メカニズムを基本公準として受け入れたうえで、国家の積極的な役割を認め社会問題を重視した「自由主義のアジェンダ」を採択した。

戦後、シンポジウムに参加したハイエクやレプケが中心となって1947年4月にスイスのモンペルランで自由主義者の学会会議を開催し、1947年11月モンペルラン協会がハイエクを初代会長として設立された。モンペルラン協会は、リップマン・シンポジウムと比較すると社会的側面や国家の役割が後退し、企業の自由な活動を奨励した。ネオリベラリズムの潮流はモンペルラン協会によって生み出され、シカゴ大学に移ったハイエクや同大学のナイト（モンペルラン協会創設時副会長の一人）によって推進されシカゴ学派を形成した。

ただし、後にシカゴ学派の指導者になったフリードマンたちの主張は、ネオリベラリズムの考えを極端に推し進めたものであり、本来のネオリベラリズムとはやや異なる。彼らの主張は社会的側面や国家の役割をほとんど認めず市場にすべてをゆだねるものであり、市場原理主義（Market Fundamentalism）と呼ぶほうが適切である<sup>7)</sup>。本来のネオリベラリズムを提唱したシカゴ学派の指導者ナイトが、晩年、フリードマン等を破門した現場を当時同大教授だった宇沢弘文は目撃している<sup>8)</sup>。

1980年代から本格的に始まる市場原理主義的なネオリベラル政策は、世界各地で第二の「原始的蓄積」と呼べるほど暴力的に事態を変革しつつある。アメリカでの不平等の増大はよく知られているが、EUにおいても福祉国家は再編を迫られることになった。なお、市場原理主義の見解では、経済成長が福祉に貢献する。すなわち、富裕層がより金持ちになったとしても、中下層もトリクルダウン効果によって利益を得るとされてきた。しかし、現実にはトリクルダウンは起きなかった<sup>9)</sup>。

## 第4節 福祉国家の対応

グローバリゼーションは福祉国家の基盤である国民経済の自立性を奪った。貿易の自由化と資本移動の自由化によって、各国政府はケインズ主義的な完全雇用政策を採用することが困難になった。また、オイルショック後にヨーロッパに現れたスタグフレーションに対してケインズ主義な財政政策は効果がなく、むしろ政府の財政赤字を増大させる要因となった。

しかし、グローバリゼーションによって各国経済が英米のようなネオリベラル政策をとり、経済の多様性が一つに収斂し一元化されたかというところではない。実際には各国の歴史的背景、政治状況、社会構造、価値観などによって対応は様々である。エスピン＝アンデルセンが言うように、福祉国家はグローバリゼーションに対応する能力がある<sup>10)</sup>。

また、グローバリゼーションとネオリベラル政策は従来の福祉国家が想定してこなかった新しい問題を提起した。それは社会的排除の問題である。従来の福祉国家は、失業や疾病による貧困の回避を主な目的としてきたが、社会とのつながりを失いどこにも頼ることができない人々の存在が明らかになった。彼らは就業している場合もあるが、地域社会やさまざま

なネットワークから排除され、いったん失業してしまうと社会とのつながりががないために社会の底辺に追いやられたまま復帰できない。社会的排除は、規制緩和が進んだ労働市場や知識基盤社会の進展による労働をめぐる状況の変化が主な原因として起きている。彼らは低い技能しか持たず非典型的な労働にしか就くことができない<sup>11)</sup>。

1990年代にEUの福祉国家は新しい施策へと移行するようになった。新しい雇用・福祉政策は、積極的労働市場政策を採用して就労可能者の労働市場への参入を促すものである。ただし、これには2つの類型がある。第一類型は、アメリカを筆頭にアングロ・サクソンの自由主義型福祉国家で採られたワークフェアである。これは就労を福祉の条件にするなど給付に厳格な条件を設け、職業訓練などの就労支援サービスを行い、他方で給付の停止など厳しいペナルティも設けられている。この型は産業構造の転換に対応して行われた側面が強く、したがって、脱商品化の程度は低い。

第二の類型は、アクティベーションであり、この原型は、1970年代スウェーデンのレーン・メイドナー・モデルとされる。アクティベーションでは、所得保障や移行支援が手厚く、雇用の創出と保護が優先される。したがって、脱商品化、脱家族化の度合いが高い<sup>12)</sup>。北欧をはじめ大陸ヨーロッパ諸国の多くがこのアクティベーション型の福祉政策を採用した。

なお、イギリスは、両類型の中間で揺れた。1997年に政権についた労働党では首相のブレアがワークフェア型を財務大臣のブラウンはアクティベーション型を指向した。第一期ブレア政権は、首相自らが社会問題に取り組む姿勢を示し1997年12月には内閣府に社会的排除室 (social exclusion unit) を設置した。だが、ブレアの第三の道は市場機能を重視するものであり、ミーンズテストなど福祉支援について厳格な基準を設けた。2001年総選挙後の第二期ブレア政権は労働市場の柔軟化を促し、ペナルティの強化も図った点でワークフェア型であるが、他方で教育や医療への支出拡大などアクティベーション型の政策も採用した<sup>13)</sup>。

2007年発足のブラウン政権は、よりアクティベーション型に近い政策を指向した。ところが、折からの金融危機により政府財政は深刻な財政赤字を抱え、政府財政を用いた政策を発動することなく挫折を余儀なくされた<sup>14)</sup>。ただし、十分でなかったとはいえ労働党政権において一定の社会政策がとられた。「労働党政権は、おそらく何も対策を講じなければいっそう深刻化していたに違いない社会問題にある程度の歯止めをかけたとみることができる」<sup>15)</sup>。

## 第2章 20世紀末におけるEUの対応

### 第1節 社会的ヨーロッパ路線

EECを設立したローマ条約は社会的側面が弱かった。すなわち条約第104条で国際収支の均衡維持と通貨の信用維持のための政策を行う上で「各加盟国は高水準の雇用を確保することに十分注意する」と規定している。また、第117条で「加盟国は、労働者の生活および労働条件を向上させつつ均等化することができるように、これらの条件の改善を促進する必要性について合意する」と述べられているにすぎなかった。いずれにせよローマ条約にはEECが社会労働分野で立法を行う規定が存在しておらず、独自の社会労働政策を行うことができなかった。

ECのドロール委員長の下で1986年2月に調印され87年7月に発効した単一欧州議定書(Single European Act)は、ローマ条約を初めて改正したものである。議定書は新たに第118条2項で加盟国は労働者の健康と安全に特別の注意を払うものとされ、この分野で「理事会が特定多数決で命令を定める」<sup>16)</sup>ことが可能とされた。ここにECは限定的ではあるがはじめて社会政策立法の権限を得たのである。また、同条3項では欧州レベルでの労使間対話(Social Dialogue)の促進を規定し、労使が望む場合、委員会は協定に基づく関係を導き出すよう努力すると、委員会の労使間対話への関与が示された。単一欧州議定書はドロール委員長主導の社会的ヨーロッパ路線の第一歩であった。

1992年末の単一市場形成が目標として設定されると、社会的次元での政策協調がECの課題に浮上した。すなわち、加盟国間で労働者に関する権利に大きな隔たりがあれば人の移動の自由化が阻害され、労働コストの格差が大きければ公正な競争の実現を目指すECの目的に相違する。1988年にEC労働社会相理事会が社会政策の推進について合意し、欧州委員会は、労働者の権利の保障を承認する「労働者の基本的社会権に関する憲章」(Charter of Fundamental Social Rights of Workers: 以下、社会憲章と略記)の策定に入った。社会憲章は共同体レベルでの体系的な社会政策を企図するものである。

ところが保守党政権下のイギリスが社会憲章に反対の態度を示したため1989年6月のEC閣僚理事会では草案に合意することはできなかった。そこで、同年12月のEC閣僚理事会ではイギリスを除く形で社会憲章がEC11カ国により承認された<sup>17)</sup>。

社会憲章は次の12の社会的権利を挙げた。すなわち、域内自由移動、雇用の自由および公正な賃金、生活・労働条件の改善、社会保障等の社会的保護、団結および団体交渉、職業訓練、男女平等、企業情報・経営協議・経営参加、職場での安全衛生、児童および若年者保護、高齢者の保護、障害者の保護である。社会憲章は法的拘束力を持たなかったが、以上の社会的権利が共同体において保障されることを謳っている<sup>18)</sup>。

## 第 2 節 マーストリヒト条約

EU を設立するマーストリヒト条約交渉においてフランスを中心として基本条約の社会政策条項の大幅な改正が主張された。その主要点は、単一欧州議定書で労働安全衛生に関する法案に限定されていた理事会における特定多数決の適用範囲を大幅に拡大するものであった。

委員会はマーストリヒト条約に社会憲章を継承する社会条項を新たに編入した。具体的にはそれまでの社会規定を大幅に改定し EC 条約第 3 部第 8 編「社会政策、教育職業訓練、若年者」とし、理事会の命令の採択に特定多数決制を適用する分野を拡大するものであった。しかし、イギリス議会では、労働党は社会政策条項に賛成したものの、採決の結果、1993 年 8 月に社会政策条項を除いたうえでマーストリヒト条約を承認した<sup>19)</sup>。

イギリスの反対を受け、他の EU 加盟 11 カ国は、社会政策条項を条約本文からは削除し、イギリスを除いて立法できることを定めた文書に合意した。合意文書を条約の付属文書とすることをイギリスも認めたことにより社会政策議定書 (Protocol on Social Policy : 第 14 議定書) とこれに付属する社会政策協定 (Agreement on Social Policy) が成立した。議定書により 11 か国は共同体レベルでの社会政策を条約本文の社会規定よりも広い分野で行うことができる。また、協定を実施するために EU の機関等が利用でき、共同体レベルでの労使間対話が保障され、労働協約等により指令 (directive) などが実施される<sup>20)</sup>。

社会政策協定には、削除された社会政策条項がほぼ元通りに盛り込まれた。これによりイギリス以外の加盟国が社会政策の立法の審議と採決に参加する。第 2 条 1 項によりそれまで労働環境の改善でしか理事会の特定多数決制が適用されなかったのに対して、新たに労働条件、労働者への情報・協議、雇用機会と処遇における男女平等、労働市場から排除された人の統合の 4 分野でも特定多数決が取られる。こうして成立した法令はイギリスには適用されない<sup>21)</sup>。

協定では、単一欧州議定書で促進されることになった労使間対話についてより重要な役割が与えられた。まず、第 2 条 4 項により理事会の命令の実施を労使の要請があれば労使に付託することが可能になった。第 3 条では共同体レベルの社会政策に労使が各レベルで関与することが規定された。さらに第 4 条によって、共同体レベルの労使間対話が労働協約に発展することができることも認められた。

以上のように、マーストリヒト条約によりイギリスを除く EU 加盟国における社会的側面は大きく進展し、社会政策が共通農業政策や共通通商政策に次ぐ共通政策として浮上してきた。1993 年 11 月 1 日マーストリヒト条約が発効し EU が発足した。ここにイギリスを除く社会的 EU は一応の成立をみた。

### 第3章 21世紀のEU社会政策

#### 第1節 アムステルダム条約

旧社会主義の東欧諸国の大量加盟に備えてEUの基本条約であるマーストリヒト条約を改正することが1996年に決まった。その後オランダ政府を中心に基本条約の改正作業が開始され、1997年6月にアムステルダムで開催された欧州理事会で最終合意がなされた。改正された基本条約は通称アムステルダム条約と呼ばれるが、具体的には欧州連合（EU）条約と欧州共同体設立（EC）条約を改正する条約である。

アムステルダム条約が合意された欧州理事会の直前イギリスでは総選挙があり保守党から労働党への政権移行があった。条約改正交渉の終盤になりブレア率いるイギリス労働党政府が社会政策協定に同意を示した。このため条約の社会政策関連条項は大幅に改正され、EUの社会政策の立法権限が飛躍的に強化されることになった<sup>22)</sup>。

まず、「社会政策協定」がアムステルダム条約 EC 条約第3部第8編（社会政策，教育，職業訓練，若年者）第1章（社会規定）に若干の修正を経たのち組み込まれた。この結果，理事会の特定多数決によって命令が採択される分野が5分野となった（EC 条約第137条1項，2項）。すなわち，1) 労働者の健康と安全を守るための労働環境の改善，2) 労働条件，3) 労働者への情報開示と協議，4) 労働市場から排除された人の労働市場への統合，5) 労働の機会均等と労働待遇における男女平等である。これらに関しては欧州議会との共同決定手続きが適用される。

さらに，理事会における全会一致を条件に立法できる分野ができた（EC 条約第137条3項）。それは，社会保障と労働者の社会的保護，雇用契約が打ち切られた労働者の保護，労働者と被用者の利益代表と集団防衛，域内在住第三国国民の雇用条件，雇用促進と職場創出のための財政出動である。

労使間対話に対しても強い権限が付与された。労使双方から申し出があった場合，社会政策に関する理事会の命令を加盟国は労使に付託する（EC 条約第137条4項）一方，委員会は社会政策に関する提案の前に労使と協議しなければならない（EC 条約第138条4項）。また，労使が希望する場合，労使間対話は労使協定に発展することができる。

また，アムステルダム条約のEU 条約第2章で「高水準の雇用の推進」がEUの目標とされ，EC 条約で雇用政策についての章が新設された。これにより毎年雇用ガイドラインを特定多数決で理事会が策定し，これに基づき各国は雇用政策を考慮し，理事会はガイドラインに照らして加盟国の政策を検討し，必要な場合には加盟国に勧告できることになった。

なお，アムステルダム条約 EC 条約第158条は，「共同体の調和のとれた発展を促進するため，経済的および社会的結束の強化を導く行動を進展させ，追求する」と社会政策の目的

を述べている。

アムステルダム条約はEU社会政策の転機となった。すなわち、イギリスも参加することでEU社会政策の分断化に終止符が打たれ、はじめてEU全体での雇用・社会政策が実現したのである。アムステルダム条約は、1999年5月1日に発効した。

## 第2節 リスボン条約

2007年12月に調印されたリスボン条約は、欧州連合(EU)条約と欧州共同体設立(EC)条約を改正する条約である<sup>23)</sup>。なお、EC条約は「欧州連合(EU)運営条約」へと名称が変わった。

EU条約第3条3項1は、「完全雇用および社会的進歩を目標とする高度な競争力を有する社会的市場経済」をEUの目的として掲げた。次いでEU運営条約第9条は、EUがすべての政策分野において「高い雇用水準の促進、適切な社会的保護の保障、社会的排除の克服ならびに高い水準の一般的・職業的教育および保健と関わる要請を、考慮する」ことが保障された。EU運営条約では第X編社会政策(第151条~161条)が設けられ社会政策分野におけるEUの権限が定められている。

EU運営条約第151条は、EUが社会分野で追及するものとして「雇用促進、情報での標準化を可能とするための生活労働条件の改善、適切な社会的保護、社会的対話、持続的な高い水準での雇用を目指す労働者の能力開発および社会的排除の克服」を掲げる。このようにリスボン条約において社会的排除が明確に認識され、その克服(社会的包摂)がEU社会政策の大きな目的とされた。

また、EU運営条約152条で労使(社会パートナー)の「社会的対話」の意義が強調され、第155条で社会的対話にはEUレベルで合意することができる権限が与えられた。

以上にみえてきたようにリスボン条約はアムステルダム条約で確立し、ニース条約(2001年2月調印、2003年2月発行)に引き継がれたEUの社会政策をより明確に位置付けた。リスボン条約は2009年12月に発効し、現在のEU社会政策の基盤となっている。

## 第3節 リスボン戦略と「欧州2020」

EU経済を根本的に強化することを目指して、2000年3月の欧州理事会でリスボン戦略(2000~2010年)が採択された。リスボン戦略は、EUが貧困と社会的排除が広がることを受け入れられないことを宣言し、結束政策と競争の両方を結び付けた<sup>24)</sup>。こうして戦略は持続可能社会、完全雇用、社会的結束の三項目を目標とする「欧州社会モデル」を掲げた。

リスボン戦略は欧州社会モデルを実現するために61%だったEU全体の雇用率を2010年までに70%に、女性の雇用率を60%に引き上げることを目標とした。

リスボン戦略の10年間においてより包摂的なEUを建設することは、持続的な経済成長、

## EU 社会政策の展開

より多くより良い仕事、そしてより大きな社会的結束を達成することの基本的要素であると考えられた。しかし、2008年の世界経済危機、翌年からの欧州債務危機によってリスボン戦略は挫折を余儀なくされた。

2010年6月の欧州理事会でリスボン戦略の巻き返し策として今後10年間の戦略目標として採択されたのが「欧州2020」<sup>25)</sup>である。「欧州2020」は、優先領域の一つに「包括的な成長」(inclusive growth)を掲げ、社会的な結束を強化し、高雇用経済の実現を目指している。そして具体的な数値目標として、20~64歳人口における雇用率を75%へと引き上げることを目標に設定した。また、2020年までに少なくとも2000万人の貧困と社会的排除を削減することも目標とされた。

## 第4章 EUにおける雇用・社会問題

最後に本節で現在のEUにおける雇用・社会問題の状況を検討する<sup>26)</sup>。対象とするのは1995年までにEUに加盟した15か国全体の統計とドイツ、フランス、イタリア、スウェーデン、イギリスの各国に関する統計である。EU加盟国は現在28か国であるが、15か国は2004年以降加盟した旧社会主義の東欧諸国を含まずギリシャ、スペイン、ポルトガルの南欧の発展途上国を含むとはいえ西欧先進国のおおよその状況をしることができる。また、スウェーデンを除く4か国はEUの大国であり、スウェーデンは北欧の福祉国家の状況を把握するために取り上げた。

### 第1節 EU15か国

表1-1で雇用率をみると2002年(68.1%)から2008年(71.3%)まで雇用率は上昇し2006年には70%を超えた。しかし、2009年に雇用率は下落しそれ以降は70%を下回った状態が続いている。他方、失業率は2007年に7.1%まで減ったが2009年以降9%を上回り2012年には10.6%に上昇し10%を超えた。とくに若年層の失業率は深刻な状態であり、長期失業者の予備軍ともなる15歳~24歳までの失業率は2002年の14.6%からほぼ毎年上昇を続け2012年には22.3%となった。この要因として、2008年のリーマン・ショックの影響からEU経済が立ち直っていないことが考えられる。

男女別の雇用率では、2002年に男性77.4%、女性58.8%と男性が女性を20%近く上回っていた。しかし、その後、男性の雇用率はわずかに上昇したのち2008年を境に下落したのに対して女性の雇用率は2008年には63.7%まで上昇しその後低下したものの63%台を維持している。ただし、この数字では欧州2020年の目標には遠く及ばない。若年者の失業率では2012年で男性23.2%、女性21.4%と男性の方が高い。

次に表2-1より社会的排除に関して検討しよう。「貧困または排除のリスク」にあるもの

表 1-1 EU15 各国の労働市場

全体	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	375166	377572	379339	381805	383989	386253	388472	390155	391506	393008	394371
雇用率 (20-64 歳)	68.1	68.4	68.9	69.4	70.2	71	71.3	69.9	69.6	69.7	69.4
失業率 (労働力に占める割合)	7.7	8.1	8.3	8.3	7.8	7.1	7.2	9.2	9.6	9.7	10.6
若年失業率 (15-24 歳)	14.6	15.8	16.5	16.9	16.2	15.2	15.7	19.9	20.4	20.7	22.3
<b>うち男性</b>											
人口 (1,000 人)	183258	184468	185336	186660	187876	189073	190195	191086	191757	192537	193288
雇用率 (20-64 歳)	77.4	77.4	77.5	77.7	78.4	79	78.9	76.7	76.1	76	75.3
失業率 (労働力に占める割合)	6.9	7.4	7.6	7.7	7.2	6.5	6.8	9.2	9.6	9.6	10.6
若年失業率 (15-24 歳)	14.3	15.7	16.2	16.7	15.9	14.8	15.9	21	21.3	21.3	23.2
<b>うち女性</b>											
人口 (1,000 人)	191909	193104	194003	195145	196113	197180	198277	199069	199749	200471	201083
雇用率 (20-64 歳)	58.8	59.5	60.3	61.1	62.1	63	63.7	63.3	63.1	63.4	63.4
失業率 (労働力に占める割合)	8.7	9	9.2	9.1	8.7	7.9	7.8	9.1	9.6	9.8	10.7
若年失業率 (15-24 歳)	14.9	16	16.9	17.2	16.6	15.6	15.5	18.5	19.4	19.9	21.4

(出所) European Commission, *Employment and Social Developments in Europe 2013*. Office for Official Publication of the European Communities: Luxembourg, 2014, p. 429, より作成。

表 2-1 EU15 各国の社会的包摂

全体	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (総人口比)	21.9	21.6	21.6	21.3	21.8	22.6	23.2
貧困リスク (総人口比)	16	16	16.4	16.2	16.3	16.7	16.8
ジニ係数	29.6	30.3	30.8	30.4	30.6	30.9	30.7
ニート (15-24 歳人口に占める割合)	11.2	10.8	11	12.5	12.6	12.7	13
<b>男性</b>							
貧困または排除のリスク (男性人口比)	20.4	20.1	20.2	20	20.6	21.5	22.2
貧困リスク (男性人口比)	15	15.1	15.3	15.2	15.5	15.9	16.1
ニート (15-24 歳男性人口に占める割合)	10	9.7	10.1	12.2	12.3	12.3	12.8
<b>女性</b>							
貧困または排除のリスク (女性人口比)	23.3	23.2	23.1	22.5	22.9	23.7	24.2
貧困リスク (女性人口比)	16.9	16.9	17.4	17	17.1	17.6	17.5
ニート (15-24 歳女性人口に占める割合)	12.4	11.9	12	12.8	13	13.1	13.2

(出所) European Commission, *Employment and Social Developments in Europe 2013*. Office for Official Publication of the European Communities: Luxembourg, 2014, p. 465, より作成。

## EU 社会政策の展開

は2006年に総人口の21.9%であったが2009年に21.3%まで低下したのち上昇に転じ2012年には23.2%へと高まった。貧困リスクでは2006年の16%から2012年の16.8%とそれほど大きな上昇は見られず、社会的排除のリスクに直面している人々が増えていることがわかる。その要因としてはニートの増大が大きく関係している。ニートの割合は2006年に11.2%であったが2012年には13%となっている。こうした状況を受けてジニ係数も2006年の29.6%から2013年には30.7%へと増加した。

男女別では、男性の「貧困または排除のリスク」は2006年の20.4%から22.2%へと1.8%上昇し、女性では23.3%から24.2%で0.9%の上昇率は男性の半分である。ただし、いずれの時期も女性の方が男性を上回っている。同様の傾向は貧困リスク、ニートの割合にも言えており女性が置かれた状況の厳しさと、男性の状況が悪化していることが読み取れる。

## 第2節 ドイツ

表1-2で雇用率をみると2002年(68.8%)から2012年の76.7%へとほぼ一貫してEU15か国平均を上回って上昇した。他方、失業率は2002年から2005年まで上昇した後、下落に転じ2012年は5.5%とEU15平均の半分近くと低い。特筆すべきはリーマン・ショックを受けても雇用率が上昇し、失業率が低下(2009年のみ0.3%上昇)したことであり、ドイツ経済の強さを見ることができる。

若年層の失業率は、2002年の9.9%とドイツ全体の平均を1.2%上回るがEU平均を下回り、2005年まで上昇した後低下し2012年には8.1%となった。

男女別の雇用率では、2002年に男性75.6%とEU平均を下回り、女性61.9%と男性が女性を上回るがEU平均よりも高い点にドイツの雇用傾向の特徴があった。その後、男性の雇用率はわずかに低下したのち上昇に転じ、2008年には80%を上回り、2009年に若干低下したものの2012年には81.8%とEU平均を5%以上上回った。女性の雇用率は継続的に上昇を続け2012年には71.5%となった。したがって、このまま順調に推移すれば欧州2020年の目標を達成することは十分に可能である。失業率については、女性が男性を若干下回る傾向にあり、2012年に男性5.7%、女性5.2%であった。

次に表2-2より社会的排除に関して検討しよう。「貧困または排除のリスク」にあるものは2006年に総人口の20.2%とEU平均を下回り、その後もほぼ低下傾向を示し2012年に19.6%となった。ただし、貧困リスクは2006年に12.5%とEU平均を3.5%下回るものの上昇し続け2012年には16.1%となった。このことは社会的排除のリスクに直面している人々が減少していることを示しており、ドイツにおける社会的包摂が進んでいることの証左と考えられる。

実際、ニートの割合は2006年に9.6%とすでにEU平均を下回っていたが、その後も低下し2012年には7.1%まで下がった。また、ジニ係数も2007年を頂点に低下しドイツにお

表 1-2 ドイツの労働市場

全体	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	81558	81598	81589	81529	81489	81363	81265	80967	80760	80805	81002
雇用率 (20-64 歳)	68.8	68.4	68.8	69.4	71.1	72.9	74	74.2	74.9	76.3	76.7
失業率 (労働力に占める割合)	8.7	9.8	10.5	11.3	10.3	8.7	7.5	7.8	7.1	5.9	5.5
若年失業率 (15-24 歳)	9.9	11.6	13.8	15.6	13.8	11.9	10.6	11.2	9.9	8.6	8.1
うち男性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	39877	39931	39947	39938	39952	39904	39857	39738	39645	39716	39881
雇用率 (20-64 歳)	75.6	74.7	74.9	75.6	77.2	79.1	80.1	79.6	80.1	81.4	81.8
失業率 (労働力に占める割合)	8.8	10.1	10.7	11.6	10.3	8.6	7.4	8.1	7.5	6.2	5.7
若年失業率 (15-24 歳)	11.8	13.9	15.3	16.9	14.8	12.6	11	12.5	10.9	9.3	8.8
うち女性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	41681	41668	41642	41590	41537	41460	41408	41229	41115	41089	41120
雇用率 (20-64 歳)	61.9	61.9	62.6	63.1	65	66.7	67.8	68.7	69.6	71.1	71.5
失業率 (労働力に占める割合)	8.5	9.4	10.2	11	10.2	8.8	7.7	7.3	6.6	5.6	5.2
若年失業率 (15-24 歳)	7.6	8.9	12.2	14.1	12.6	11.1	10	9.8	8.8	7.8	7.3

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 434, より作成。

表 2-2 ドイツの社会的包摂

全体	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (総人口比)	20.2	20.6	20.1	20	19.7	19.9	19.6
貧困リスク (総人口比)	12.5	15.2	15.2	15.5	15.6	15.8	16.1
ジニ係数	26.8	30.4	30.2	29.1	29.3	29	28.3
ニート (15-24 歳人口に占める割合)	9.6	8.9	8.4	8.8	8.3	7.5	7.1
男性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (男性人口比)	18.9	18.8	18.5	18.8	18.6	18.5	18.1
貧困リスク (男性人口比)	12.1	14.1	14.2	14.7	14.9	14.9	14.9
ニート (15-24 歳男性人口に占める割合)	8.9	8	7.5	8.2	7.7	6.7	6.4
女性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (女性人口比)	21.3	22.3	21.6	21.2	20.9	21.3	21.1
貧困リスク (女性人口比)	13	16.3	16.2	16.3	16.4	16.8	17.2
ニート (15-24 歳女性人口に占める割合)	10.4	9.8	9.5	9.4	9	8.3	7.9

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 471, より作成。

## EU 社会政策の展開

ける格差が縮小傾向にあることが読み取れる。

男女別では、男性の「貧困または排除のリスク」は2006年の18.9%とEU平均より低くその後も低下し2012年には18.1%になった。女性では2006年に21.3%と男性を上回るがEU平均よりも低い。ただし、その後はほぼ横ばいであり2012年で21.1%であった。ただし、男女とも貧困リスクは明らかに上昇しており、とくに女性では2012年には17.2%とEU平均をわずかに下回っているに過ぎない。また、女性のニートの割合もEU平均は下回るが男性よりも高い。こうした女性に不利な傾向からドイツにおける社会的包摂が男性に有利に作用しているものと考えられる。

### 第3節 フランス

表1-3で雇用率をみると2002年は68.7%でEU平均より若干高く2008年には70.4%と70%を超えた。しかし、2009年に雇用率は下落しそれ以降は69%台前半に低迷しEU平均を若干下回った状態が続いている。他方、失業率は2002年が8.3%とEU平均を上回りその後もEU平均を上回りつつ2008年に7.8%まで減ったが2009年に9.5%に跳ね上がり2012年にはEU平均を0.3%下回るものの10%を超えた。また、若年層の失業率はEU平均よりも深刻な状態にあり、2002年の17.2%から2006年まで上昇を続け20%を超えていたが2007-2008年にいったん20%を下回った。しかし、2009年に24%へと跳ね上がり2012年は24.6%である。こうした数値から、2008年のリーマン・ショックの影響をフランス経済が大きく受けたと考えられる。

男女別の雇用率では、2002年に男性75.6%、女性61.9%と男性が女性を14%近く上回り、その傾向は変わらず2012年には男性73.8%、女性65%であった。しかし、男性はEU平均を常に下回っているのに対して、女性の雇用率はEU平均を常に上回っている点にフランスの特徴がある。これはフランスにおいて女性の社会進出が進んだことに起因すると考えられる。

失業率に関しては、2002年に男性7.4%、女性9.3%といずれもEU平均を上回っていた。しかし、2010年以降は男性の失業率はEU平均を下回り2012年は10.1%であった。女性の失業率はその後もEU平均を上回っていたが2012年に10.5%となりEU平均を0.2%下回ることになった。若年者の失業率では2012年で男性24.7%、女性24.5%と男性の方が0.2%高いが、いずれもEU平均を上回っている。若者の4人に1人が失業している状態であり、若年層の雇用環境が厳しいことが伺える。

次に表2-3より社会的排除について検討しよう。「貧困または排除のリスク」にあるものは2006年に総人口の18.8%とEU平均を下回っていた。この傾向は変わらず2009年に18.5%に低下し、その後上昇し2012年には19.1%であったがEU平均を下回る。貧困リスクでも2006年の13.2%から2012年の14.1%までEU平均を下回り、この傾向はニートの比率

表 1-3 フランスの労働市場

全体	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	57987	58922	59278	59732	60123	60503	60831	61144	61458	61773	62060
雇用率 (20-64 歳)	68.7	69.7	69.5	69.4	69.3	69.8	70.4	69.4	69.2	69.2	69.3
失業率 (労働力に占める割合)	8.3	8.9	9.3	9.3	9.2	8.4	7.8	9.5	9.7	9.6	10.3
若年失業率 (15-24 歳)	17.2	19.1	20.8	21.3	22.4	19.8	19.3	24	23.6	22.8	24.6
うち男性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	28152	28518	28678	28880	29067	29260	29426	29586	29748	29910	30063
雇用率 (20-64 歳)	75.6	76.1	75.7	75.3	74.9	75	75.5	74.1	73.8	73.9	73.8
失業率 (労働力に占める割合)	7.4	8	8.4	8.4	8.5	7.8	7.3	9.3	9.4	9.1	10.1
若年失業率 (15-24 歳)	16.9	18.5	20	20.2	21.1	19.1	19.3	24.7	22.9	21.9	24.7
うち女性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	29835	30404	30600	30852	31056	31242	31405	31558	31710	31864	31997
雇用率 (20-64 歳)	61.9	63.5	63.5	63.7	63.8	64.8	65.5	64.9	64.8	64.7	65
失業率 (労働力に占める割合)	9.3	9.9	10.3	10.3	10.1	9	8.4	9.8	10.1	10.2	10.5
若年失業率 (15-24 歳)	17.6	19.9	21.7	22.7	23.9	20.7	19.4	23	24.4	24	24.5

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 439, より作成。

表 2-3 フランスの社会的包摂

全体	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (総人口比)	18.8	19	18.6	18.5	19.2	19.3	19.1
貧困リスク (総人口比)	13.2	13.1	12.7	12.9	13.3	14	14.1
ジニ係数	27.3	26.6	29.8	29.9	29.8	30.8	30.5
ニート (15-24 歳人口に占める割合)	11	10.3	10.2	12.4	12.4	12	12.2
男性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (男性人口比)	17.3	18	17.3	17.1	18.3	18.6	18.4
貧困リスク (男性人口比)	12.3	12.8	11.8	11.9	12.6	13.5	13.6
ニート (15-24 歳男性人口に占める割合)	10	9.6	10	12.9	12.4	11.6	12.5
女性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (女性人口比)	20.3	20	19.8	19.7	20	19.9	19.6
貧困リスク (女性人口比)	14	13.4	13.4	13.8	13.9	14.5	14.6
ニート (15-24 歳女性人口に占める割合)	12	11	10.4	11.9	12.4	12.3	12

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 476, より作成。

についても言える。こうしたことはフランスにおける貧困や社会的排除に対する政策が有効に機能したことを示している。ただし、ジニ係数は2006年に27.3とEU平均を2.3ポイント下回っていたが、その後EU平均との差が縮小しながら上昇し2012年には30.5とEU平均を0.2ポイント下回るにすぎなくなった。格差はほぼEU平均に拡大したのである。

男女別では、男性の「貧困または排除のリスク」は2006年の17.3%から2012年には18.4%へと1.1%上昇したが、女性では20.3%から19.6%と0.7%下がった。男性の方が女性よりも低いが、男女ともEU平均を下回り、とくに女性のリスクが低下している点は評価できる。貧困リスクでも同様の傾向を指摘できるが、女性の貧困リスクも若干上昇している。ニートについては、男性は上昇傾向にあるが、女性はこの間上下はあったが2006年も2012年も12%と変化していない。したがって、フランスにおいては社会的排除の取り組みによる効果が大きいことが伺える。

#### 第4節 イタリア

表1-4で雇用率をみるとイタリアの特徴としてEU平均を大きく下回っている点が挙げられる。ただし、2002年(59.4%)から2008年(63%)まで雇用率は上昇したが、その後減少し2012年は61%であった。他方、失業率は2003年まではEU平均を上回っていたが2004年から2011年までEU平均を下回った。しかし、2012年の失業率は10.7%とEU平均を0.1%上回った。イタリアの最大の問題は若年層の失業率が高いことにある。若年失業率は2002年に22%とEU平均を大きく上回り、2005-8年は21%前後の水準にあったが2009年に25.4%へと跳ね上がり、2012年には35.3%と若年者の3人に1人以上が失業という深刻な事態に陥っている。

男女別の雇用率では、女性の雇用率の低さにイタリアの特徴がある。2002年に男性74%、女性44.9%と男性が女性を30%近く上回っていた。男性の雇用率もEU平均に届かないが女性の低い雇用率がイタリア全体の雇用率の低さの主たる原因である。しかし、男性の雇用率は2007年の75.8%をピークに下落し2012年には71.6%と大幅に下落した。他方、女性の雇用率は、2008年まで上昇し、その後、わずかに下落したが2012年には50.5%と2008年以来50%を上回った。女性の雇用環境は次第に改善されているとみられる。ただし、若年者の失業率では2012年で男性33.7%に対して女性の失業率は37.5%と高率であり若年の女性がかつとも経済困難の影響を受けていた。

次に表2-4より社会的排除に関して検討しよう。「貧困または排除のリスク」にあるものは2006年に総人口の25.9%とEU平均を4%上回っていたが、その後減少したのち上昇に転じ2012年には29.9%とEU平均を6.7%も上回った。貧困リスクに関しては2006年に19.6%とEU平均を3.6%上回り、2012年には19.4%と大きな変化はなかった。ニートの割合は2006年に16.8%とEU平均を5.6%上回り、その後もEU平均を上回る上昇を示し

表 1-4 イタリアの労働市場

全体	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	57382	57399	57442	58077	58435	58880	59336	59752	60051	60328	60515
雇用率 (20-64 歳)	59.4	60	61.5	61.6	62.5	62.8	63	61.7	61.1	61.2	61
失業率 (労働力に占める割合)	8.5	8.4	8	7.7	6.8	6.1	6.7	7.8	8.4	8.4	10.7
若年失業率 (15-24 歳)	22	23.6	23.5	24	21.6	20.3	21.3	25.4	27.8	29.1	35.3
うち男性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	27858	27873	27830	28192	28406	28629	28849	29047	29181	29304	29401
雇用率 (20-64 歳)	74	74.6	74.9	74.8	75.5	75.8	75.4	73.8	72.8	72.6	71.6
失業率 (労働力に占める割合)	6.5	6.5	6.4	6.2	5.4	4.9	5.5	6.8	7.6	7.6	9.9
若年失業率 (15-24 歳)	:	:	20.6	21.5	19.1	18.2	18.9	23.3	26.8	27.1	33.7
うち女性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	29524	29525	29612	29885	30030	30251	30488	30705	30871	31024	31114
雇用率 (20-64 歳)	44.9	45.6	48.3	48.4	49.6	49.9	50.6	49.7	49.5	49.9	50.5
失業率 (労働力に占める割合)	11.4	11.3	10.5	10.1	8.8	7.9	8.5	9.3	9.7	9.6	11.9
若年失業率 (15-24 歳)	:	:	27.2	27.4	25.3	23.3	24.7	28.7	29.4	32	37.5

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 441, より作成。

表 2-4 イタリアの社会的包摂

全体	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (総人口比)	25.9	26	25.3	24.7	24.5	28.2	29.9
貧困リスク (総人口比)	19.6	19.8	18.7	18.4	18.2	19.6	19.4
ジニ係数	32.1	32.2	31	31.5	31.2	31.9	31.9
ニート (15-24 歳人口に占める割合)	16.8	16.2	16.6	17.7	19.1	19.8	21.1
男性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (男性人口比)	23.9	23.8	23.2	22.8	22.6	26.4	28
貧困リスク (男性人口比)	18	18.4	17.1	17	16.8	18.3	18.1
ニート (15-24 歳男性人口に占める割合)	15.4	15.1	15.2	17.1	19	19.5	21.2
女性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (女性人口比)	27.9	28.1	27.2	26.4	26.3	29.9	31.7
貧困リスク (女性人口比)	21.1	21.2	20.1	19.8	19.5	20.8	20.7
ニート (15-24 歳女性人口に占める割合)	18.3	17.3	18	18.3	19.2	20.1	21

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 478, より作成。

## EU 社会政策の展開

2012年のニートの比率は21.1%とEU平均を8.1%も上回った。ただし、ジニ係数は2006年から2012年に若干の減少を示し、イタリアの格差はEU平均よりも大きいものの格差の拡大は回避している。

男女別では、「貧困または排除のリスク」は男女ともに上昇し、男性よりも女性の比率が高い。「貧困リスク」は男性がほぼ横ばいなのに対して女性は若干減少している。ニートの比率では男性のニートが15.4%から21.2%に急激に上昇したのに対して女性は18.3%から21%に緩やかに上昇し男性の比率にほぼ並んだ。こうして女性の場合厳しい状態が続いているが特に社会的排除のリスクが高まっている点が問題である。

## 第5節 スウェーデン

表1-5で雇用率をみると2002年78.5%とEU平均を10%以上も上回り、以後も上下を繰り返しながら常にEU平均を上回り2012年は79.4%とEU平均を10%上回った。他方、失業率は2002年に6%とEU平均を1.7%下回り、その後失業率は上下するが2012年に8%とこの10年で2%上昇したがEU平均からは2.6%低く優等生と言ってよい。

男女別の雇用率では、男性が80%前後を推移しEU平均よりも高く2012年には81.9%であった。女性の雇用率はほぼ76%台であり男性よりも5%ほど下回るがEU平均よりも高い。失業率でも男女ともにEU平均よりも低いがとくに女性の低さが顕著である。2009年以降はそれまで男性の失業率より高かったのが逆転し女性の失業率が男性を下回っている。2012年の失業率では男性8.2%、女性7.7%であった。これらは女性の雇用環境の良さを示している。

ただし、スウェーデンの労働市場に問題がないわけではない。それは若年層の失業率の高さである。2002年に若年失業率は16.4%とEU平均よりも1.8%高く、その後もこの傾向は変わらず上昇し2012年は23.7%とEU平均を1.4%上回っている。男女別でも若年者の高失業傾向は変わらないが、2009年からは若年者でも女性のほうが男性よりも低くなり2012年には若年男性失業者25%、女性若年失業者22.3%であった。いずれにせよスウェーデンの高雇用率と低失業率は、若年者の高い失業率によって支えられているのである。

次に表2-5より社会的排除について検討しよう。「貧困または排除のリスク」にあるものは2006年に総人口の16.3%とEU平均を5.6%も下回った。その後は2007年に13.9%まで下がったのち上昇に転じ2012年には18.2%となったが、EU平均よりも5%低い。また、貧困リスクもこの6年間で2%ほど上昇したが、EU平均よりも約3%低い数字で推移している。

スウェーデンで特徴的なのはジニ係数の低さである。2006年で24とEU平均よりも5.6ポイント低く、2012年までには0.9ポイント上昇したがそれでもEU平均よりも5.8ポイント低く格差の拡大はわずかであった。ニートの比率もスウェーデン全体でも男女別でもEU

表1-5 スウェーデンの労働市場

全体	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	8930	8969	9006	9039	9084	9147	9203	9297	9364	9419	9460
雇用率 (20-64 歳)	78.5	77.9	77.4	78.1	78.8	80.1	80.4	78.3	78.1	79.4	79.4
失業率 (労働力に占める割合)	6	6.6	7.4	7.7	7.1	6.1	6.2	8.3	8.6	7.8	8
若年失業率 (15-24 歳)	16.4	17.4	20.4	22.6	21.5	19.2	20.2	25	24.8	22.8	23.7
うち男性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	4421	4443	4463	4479	4504	4540	4567	4628	4664	4694	4715
雇用率 (20-64 歳)	80.3	79.8	79.4	80.7	81.7	83.1	83.5	80.9	81.1	82.1	81.9
失業率 (労働力に占める割合)	6.3	6.9	7.6	7.7	6.9	5.9	5.9	8.6	8.7	7.8	8.2
若年失業率 (15-24 歳)	17.3	18.2	21.3	22.6	21	18.7	19.7	26.3	25.9	23.3	25
うち女性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	4510	4527	4543	4559	4580	4607	4637	4668	4700	4725	4745
雇用率 (20-64 歳)	76.6	76	75.3	75.5	75.8	77.1	77.2	75.7	75	76.5	76.8
失業率 (労働力に占める割合)	5.6	6.2	7.1	7.6	7.2	6.5	6.6	8	8.5	7.7	7.7
若年失業率 (15-24 歳)	15.4	16.5	19.5	22.5	22	19.8	20.8	23.7	23.6	22.2	22.3

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 456, より作成。

表2-5 スウェーデンの社会的包摂

全体	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (総人口比)	16.3	13.9	14.9	15.9	15	16.1	18.2
貧困リスク (総人口比)	12.3	10.5	12.2	13.3	12.9	14	14.2
ジニ係数	24	23.4	24	24.8	24.1	24.4	24.9
ニート (15-24 歳人口に占める割合)	9.3	7.5	7.8	9.6	7.7	7.5	7.8
男性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (男性人口比)	15.9	13.6	13.7	14.4	13.4	14.2	16.6
貧困リスク (男性人口比)	12.3	10.5	11.3	12	11.4	12.2	12.7
ニート (15-24 歳男性人口に占める割合)	9.6	7.5	7.5	9.8	7.8	7.6	7.9
女性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (女性人口比)	16.7	14.2	16.1	17.5	16.6	18	19.8
貧困リスク (女性人口比)	12.3	10.6	13	14.5	14.3	15.7	15.7
ニート (15-24 歳女性人口に占める割合)	9	7.4	8.2	9.5	7.6	7.5	7.8

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 476, より作成。

## EU 社会政策の展開

平均を下回っている。また、2002-08年まで女性の方が男性よりもニート率でも上回っていたが、2009年には女性が若干下回るようになった。

このように北欧社会民主型のスウェーデンは社会的排除、失業に対してEUの中では際立って良好な傾向を示している。また、女性の社会的状況についても最近になり男女差が次第に縮小しているように見える。

## 第6節 イギリス

表1-6で雇用率をみるとイギリスはEU平均を上回った状態にある。雇用率は2002年から74-75%台にあり2009-11年に73%台に落ちたが2012年には74.2%に回復した。失業率もつねにEU平均を下回っている。ただし、2008年まで5%前後にあった失業率は2009年に7.6%に跳ね上がり2012年に7.9%となった。この数値はEU平均を2.7%下回っており厳しい状況の中で健闘しているといえる。若年失業率も2002年に12%とEU平均を2.6%下回りその後次第に上昇し2008年には15%となった。しかし、2009年に19.6%に急増し2012年は21%と若者の5人に1人が失業している状態である。この数値はEU平均を1.3%下回りかつてほどの差がなくなっている。若年層の失業率は他のEU諸国同様に深刻な状態であるといえることができる。

男女別の雇用率では、2002年に男性81.6%であったが2009年から79%台に落ち込んだものの2012年80%に回復した。イギリス男性の雇用率は常にEU平均を上回っていた。女性は2002年に67.5%と男性を14.1%下回っていたがその後女性の雇用率は微増し2012年には68.4%となり男性との差は11.6%に縮小した。ただし、女性の雇用が大きく増えたのではなく男性の雇用環境の悪化が反映されたとみることができる。

失業率では男性が女性よりも1%程度高かった。2009年に失業率が急上昇し男性8.6%、女性6.4%となったが差が2.2%に拡大した。2012年は男性8.3%、女性7.4%と高止まりしているが差は0.9%に縮小した。若年層では男性がEU平均を下回っていたが2006年にほぼEU平均まで上昇しその後はEU平均を上回って上昇している。若年女性の失業率は2002年から12年まで上昇傾向にあるが常にEU平均を下回っている。したがって、若年男性の失業率の高さがイギリスの特徴といえる。

次に表2-6より社会的排除について検討しよう。「貧困または排除のリスク」にあるものは2006年23.7%で2009年には22.0%まで下落したがその後上昇し2012年には24.1%であった。この数値は一貫してEU平均よりも高く貧困リスクも2010年まで同様であるが、2011-12年の貧困リスクはEU平均を若干下回った。

イギリスに特徴的なのはジニ係数の高さである。2006年に32.5とEU平均を3ポイント近く上回りその後も大きな変化はなく2012年に32.8と2.1ポイント上回った。格差は若干低下したといえるが、イギリスはEU内でも格差の大きな社会であるといえることができる。

表 1-6 イギリスの労働市場

全体	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	58299	58542	58815	59156	59518	59862	60305	60734	61099	61515	61906
雇用率 (20-64 歳)	74.5	74.7	75	75.2	75.2	75.2	75.2	73.9	73.6	73.6	74.2
失業率 (労働力に占める割合)	5.1	5	4.7	4.8	5.4	5.3	5.6	7.6	7.8	8	7.9
若年失業率 (15-24 歳)	12	12.2	12.1	12.8	14	14.3	15	19.1	19.6	21.1	21
うち男性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	28499	28645	28801	28995	29199	29381	29624	29862	30082	30312	30527
雇用率 (20-64 歳)	81.6	81.9	82.1	82	82	82.2	81.8	79.6	79.3	79.4	80
失業率 (労働力に占める割合)	5.7	5.5	5.1	5.2	5.8	5.6	6.1	8.6	8.6	8.7	8.3
若年失業率 (15-24 歳)	13.7	13.8	13.3	14.4	15.7	15.8	17	21.8	21.5	23.5	23.6
うち女性	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
人口 (1,000 人)	29800	29897	30014	30161	30318	30480	30681	30872	31017	31204	31379
雇用率 (20-64 歳)	67.5	67.7	68	68.5	68.6	68.4	68.8	68.2	67.9	67.9	68.4
失業率 (労働力に占める割合)	4.5	4.3	4.2	4.3	4.9	5	5.1	6.4	6.8	7.3	7.4
若年失業率 (15-24 歳)	10.2	10.5	10.7	11.1	12	12.5	12.7	16	17.3	18.4	18

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 457, より作成。

表 2-6 イギリスの社会的包摂

全体	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (総人口比)	23.7	22.6	23.2	22	23.2	22.7	24.1
貧困リスク (総人口比)	19	18.6	18.7	17.3	17.1	16.2	16.2
ジニ係数	32.5	32.6	33.9	32.4	32.9	33	32.8
ニート (15-24 歳人口に占める割合)	8.5	11.9	12.1	13.3	13.7	14.3	14
男性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (男性人口比)	22.1	21.1	21.7	21.1	22.1	21.4	23.4
貧困リスク (男性人口比)	18	17.6	17.4	16.7	16.4	14.8	16
ニート (15-24 歳男性人口に占める割合)	7.5	10.1	10.2	12.1	12.2	13.2	12.9
女性	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
貧困または排除のリスク (女性人口比)	25.4	24.1	24.7	22.8	24.2	24.1	24.8
貧困リスク (女性人口比)	19.9	19.6	20	17.8	17.8	17.6	16.5
ニート (15-24 歳女性人口に占める割合)	9.6	13.7	14.1	14.6	15.2	15.5	15.1

(出所) *Employment and Social Developments in Europe 2013*, p. 494, より作成。

## EU 社会政策の展開

また、ニートの増大も観察でき 2006 年に 8.5% と EU 平均を 2.7% 下回ったが、その後は EU 平均を上回るようになり 2012 年には 14% と EU 平均を 1% 上回っていた。

男女別では、男性の「貧困または排除のリスク」は 2006 年の 22.1% から上下するが一貫して EU 男性平均を上回り 2012 年は 23.4% であった。ただし、貧困リスクは、2006 年から 2010 年までは EU 平均を上回ったが 2011-12 年は EU 平均を下回った。貧困以外の排除のリスクが増大している。女性の「貧困または排除のリスク」は、イギリス男性、EU 女性とともに上回っていた。ただし、貧困リスクは 2011 年に EU 平均と同じになり翌年には EU 平均を 1% 下回った。女性においても貧困以外の社会的排除のリスクが高まっている。ニートでは男性の 2013 年を除き EU 平均を上回っているが特に女性で顕著である。社会的排除に関して女性が置かれた環境の厳しさが指摘できよう。

## むすび

第 2 次大戦後の西欧では福祉国家の形成が各国独自の歴史的・社会的背景を前提に目指された。この時期は国際的にはブレトン・ウッズ体制として知られるアメリカ主導の資本主義の黄金時代である。この時期の EU 各国は為替管理を行い貿易に対する保護・管理も GATT による圧力を受けつつも存続し、ケインズ主義にもとづく自立的な経済運営が行われた。

しかし、1990 年代に本格化するグローバリゼーションの中で福祉国家は転換を迫られ、他方で EU による社会的ヨーロッパの指針が重要になっている。社会的排除の問題すなわち排除された人々の包摂の問題が課題となっている。もし、包摂に失敗するならば排除によって深刻な社会的危機をもたらす状況になる。

いずれにせよ、国境を越えた広域な地域における社会政策を追求する試みは、EU だけにみられる現象である。EU においては 1985 年に欧州委員会の委員長に就任したドロールによって共通政策としての社会政策が追及され、とくに 1990 年代のマーストリヒト条約とアムステルダム条約によってその基本的な骨格が設定された。しかし、21 世紀に入ってから経済危機の影響は深刻であり、貧困、失業、社会的排除といった問題に EU がどこまで対応できるのか今後の推移を見守りたい。

## 注

- 1) Gøsta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Basil Blackwell: Oxford, 1990 (岡沢憲夫・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房, 2001 年)。
- 2) Gunnar Myrdal, *Beyond the Welfare State*, Gerald Duckworth: London, 1960 (北川一雄訳『福祉国家を超えて』ダイヤモンド社, 1970 年, 208 頁)。

- 3) Robert Gilpin, *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press: Princeton, New Jersey, 1987, p. 60 (大蔵省世界システム研究会訳『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社, 1990年, 59頁)。
- 4) 田端博邦「グローバリゼーションと社会政策の構造」, 武川正吾・宮本太郎編著『グローバリゼーションと福祉国家』明石書店, 2012年, 49頁, 参照。
- 5) ニューリベラリズムについては, 小野塚知二「介入的自由主義の時代」, 同編著『自由と公共性』日本経済評論社, 2009年, 第1章; 高田実「ニュー・リベラリズムにおける『社会的なるもの』」, 同上書, 第2章を参照。
- 6) ネオリベラリズムの起源については, 権上康男「新自由主義の誕生(1938~47年) —リップマン・シンポジウムからモンペルラン協会の設立まで—」, 同編著『新自由主義と戦後資本主義』日本経済評論社, 2006年, 第1章を参照。
- 7) 「ハイエクとナイトのモンペルラン・ソサエティの原点であるネオリベラリズムとフリードマンの市場原理主義とは, 混同されてなかなか区別がつかないと思うのですが、私ははっきりとした区別もっています。ネオリベラリズムは, 私たちが理解できる思想の一つの流れで, その評価についてはさまざまな議論があるにせよ, 重要な考え方だと思います。ところが, 市場原理主義はそれをはるかに超えていて, 儲けるためには何でもやる, それを阻止するものがあれば水素爆弾を使ってもいい, と。そういうことをフリードマンは繰り返し主張していました。」宇沢弘文『経済学は人びとを幸福にできるか』東洋経済新報社, 2013年, 66頁。
- 8) 「私がシカゴにいたとき, フリードマンがそういうゴスペルを少数の教授の集まりでやるのですが、そのときいつも, ナイト先生が難しい顔をして, 黙って座っていました。あるときナイト先生が, 主な教授を集めて, こういうことをおっしゃるんですね。『ミルトン・フリードマンとジョージ・スティグラの二人は, 私のところで勉強し, 論文を書いた。しかし最近の言動は目に余るものがある。今後, 彼らが, 私のところで勉強し論文を書いたということを禁止する』と。」宇沢弘文, 同上書, 66-67頁。また, 同書36頁にも同趣旨の記述有。
- 9) Dieter Eißel, J. Leaman and E. Rokicka, *Welfare State at Risk: Rising Inequality in Europe*, Springer: New York, 2014, p. 4.
- 10) エスピン-アンデルセン編『転換期の福祉国家』(埋橋孝文監訳) 早稲田大学出版会, 2003年(原著, 1996年)。
- 11) 今井貴子「転換期の政策デザイン」, 武川正吾・宮本太郎編著『グローバリゼーションと福祉国家』明石書店, 2012年, 151頁。
- 12) ワークフェアとアクティヴェーションの比較については, 今井, 同上論文, 154-5頁を参照。
- 13) 今井, 同上論文, 170頁, 参照。
- 14) 今井, 同上論文, 172頁, 参照。
- 15) 今井, 同上論文, 174頁。
- 16) 単一欧州議定書の訳文は, 「欧州経済共同体を設立する条約」, 横田喜三郎・高野雄一編集代表『国際条約集 1991年版』有斐閣, 1991年を参考にした。
- 17) 引馬知子「EUの社会労働政策と英国の不参加」, 『日本EU学会年報』第16号, 1996年, 22頁, 参照。
- 18) 竹中康之「社会政策議定書および社会政策協定」, 金丸輝男編著『EUとは何か』日本貿易振興会, 1994年, 63頁, 参照。

## EU 社会政策の展開

- 19) 引馬, 前掲論文, 23 頁, 参照。
- 20) 中村民雄「マーストリヒト条約とイギリス憲法体制」, 『日本 EU 学会年報』第 15 号, 1995 年, 84 頁, 92-93 頁; 竹中, 同上論文, 67 頁, 参照。
- 21) Eißel, *op. cit.*, p.36.
- 22) 竹中康之「EU 社会政策の発展」, 金丸輝男編著『EU アムステルダム条約』ジェトロ (日本貿易振興会), 2000 年, 第 4 章, 参照。
- 23) リスボン条約の訳文は, 小林勝『リスボン条約』お茶の水書房, 2009 年を参考にした。
- 24) Eißel, *op. cit.*, p. 36.
- 25) European Commission, *Europe 2020: A Strategy for smart, sustainable and inclusive growth*, 2010 (<http://ec.europa.eu/europe2020/>).
- 26) European Commission, *Employment and Social Development in Europe 2013*, Office for Official Publication of the European Communities: Luxembourg, 2014.

## 参考文献

- 今井貴子「転換期の政策デザイン」, 武川正吾・宮本太郎編著『グローバリゼーションと福祉国家』明石書店, 2012 年, 第 5 章
- 宇沢弘文『経済学は人びとを幸福にできるか』東洋経済新報社, 2013 年
- エスピノーアンデルセン編『転換期の福祉国家』(埋橋孝文監訳)早稲田大学出版会, 2003 年(原著, 1996 年)
- 大沢真理「社会的経済の戦略的意義」, 大沢真理編著『社会的企業が拓く未来—危機の時代に「包摂する社会」を求めて』ミネルヴァ書房, 2011 年
- 小野塚知二「介入的自由主義の時代」, 同編著『自由と公共性』日本経済評論社, 2009 年, 第 1 章
- 小林勝『リスボン条約』お茶の水書房, 2009 年
- 権上康男「新自由主義の誕生 (1938 ~ 47 年) —リップマン・シンポジウムからモンベルラン協会の設立まで—」, 同編著『新自由主義と戦後資本主義』日本経済評論社, 2006 年
- 高田実「ニュー・リベラリズムにおける『社会的なるもの』」, 小野塚知二編著『自由と公共性』日本経済評論社, 2009 年, 第 2 章
- 武川正吾「グローバル化・地域統合・社会政策」, 武川正吾・宮本太郎編著『グローバリゼーションと福祉国家』明石書店, 2012 年, 序章
- 竹中康之「社会政策議定書および社会政策協定」, 金丸輝男編著『EU とは何か』日本貿易振興会, 1994 年, 第 7 章
- 竹中康之「EU 社会政策の発展」, 金丸輝男編著『EU アムステルダム条約』ジェトロ (日本貿易振興会), 2000 年
- 田端博邦「グローバリゼーションと社会政策の構造」, 武川正吾・宮本太郎編著『グローバリゼーションと福祉国家』明石書店, 2012 年, 第 5 章
- 中村民雄「マーストリヒト条約とイギリス憲法体制」, 『日本 EU 学会年報』第 15 号, 1995 年
- 濱口桂一郎「EU 社会政策とソーシャル・ヨーロッパ」, 武川正吾・宮本太郎編著『グローバリゼーションと福祉国家』明石書店, 2012 年, 第 3 章
- 引馬知子「EU の社会労働政策と英国の不参加」, 『日本 EU 学会年報』第 16 号, 1996 年
- 横田喜三郎・高野雄一編集代表『国際条約集 1991 年版』有斐閣, 1991 年

- EiBel, Dieter, Leaman, Jeremy and Rokicka, Ewa, *Welfare State at Risk: Rising Inequality in Europe*, Springer: New York, 2014.
- EiBel, Dieter, “Economic Aspects of Fighting Distribution”, Dieter EiBel, J. Leaman and E. Rokicka, *Welfare State at Risk: Rising Inequality in Europe*, Springer: New York, 2014.
- Esping-Andersen, Gøsta, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Basil Blackwell: Oxford, 1990 (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房, 2001年).
- European Commission, *Employment and Social Development in Europe 2013*, Office for Official Publication of the European Communities: Luxembourg, 2014.
- European Commission, *Europe 2020: A Strategy for smart, sustainable and inclusive growth*, 2010 (<http://ec.europa.eu/>).
- Gilpin, Robert, *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press: Princeton, New Jersey, 1987 (大蔵省世界システム研究会訳『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社, 1990年).
- Myrdal, Gunnar, *Beyond the Welfare State*, Gerald Duckworth: London, 1960 (北川一雄訳『福祉国家を超えて』ダイヤモンド社, 1970年).